

(案)

複合機による複写サービス等に関する契約書

契約期間：令和7年4月1日～令和10年3月31日

沖縄県那覇県税事務所

複合機による複写サービス等に関する契約

沖縄県那覇県税事務所長(以下「甲」という。)と ○○○○(以下「乙」という。)とは、複合機による複写サービス等に関する契約を次のとおり締結する。

(契約の目的)

第1条 この契約は、乙が甲に複写サービス等を提供するに際し、複合機の適切な操作方を指導するとともに、複合機が常時正常な状態で稼働し得るように保守を行い、複合機に必要な消耗品等を円滑に供給すること及び甲がこれに対して複写サービス等料金を支払うことを目的とする。

(複合機の機種及び設置機関等)

第2条 複合機の機種及び設置機関等は、別紙1のとおりとし、乙は、別紙1の設置年月日(以下「指定日」という。)までに複合機を搬入、設置し、複合機が正常な状態で稼働し得るように、ネットワーク接続及び各機能の設定等を完了しなければならない。

2 複合機の共通仕様等については、別紙2のとおりとする。

3 乙は、複合機のプリンタ機能、スキャナ機能等について、指定するパソコンから当該機能を使用出来るよう別途指定するIPアドレスやドライバー等必要な設定と指導を速やかに行うものとする。ただし、HUBやケーブルの敷設は含まない。

4 複合機の搬入、設置及び各機能の設定や指導等に要する一切の費用は乙の負担とする。

5 複合機が指定日の前日までに搬入された場合、指定日の前日までに発生する複写サービス等に係るすべての費用は乙の負担とする。

(契約期間等)

第3条 この契約は、沖縄県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成18年沖縄県条例第56号)に規定する長期継続契約であり、契約期間は、令和7年4月1日から令和10年3月31日までとする。

2 翌年度以降において当該契約に係る歳入歳出予算について減額又は削除があった場合、甲は当該契約の一部及び全部を解除できるものとする。

3 前項の場合において、甲はこれによって生じた乙の損害についてはその責を負わない。

(契約保証金)

第4条 契約保証金は、沖縄県財務規則第101条の規定による。

(権利義務の譲渡等)

第5条 乙は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、

又はその権利を担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ甲の承認を得た場合は、この限りでない。

(複写サービス等料金)

第6条 複写サービス等料金は、基本料金総額〇〇〇〇円(月額〇〇〇円)と白黒複写等の片面1枚につき 〇円に枚数を掛けた額との合計に消費税及び地方消費税分を加算した額とする。なお、複写サービス等料金は、この契約書及び別紙2に基づく複写サービス等の提供に要する一切の費用を含むものとする。

(複写サービス等料金の請求)

第7条 乙は、原則として毎月末日に、甲の指定する者の確認を受けて、複写サービス等利用枚数を算出し、翌月に複写サービス等料金(消費税及び地方消費税を含む。)を甲に請求するものとする。なお、乙による自動検針等が可能な複合機については、前述の甲の指定する者からの報告を免除することができる。

2 料金計算上生じた1円未満の端数は切り捨てる。

3 複写サービス等料金の算出に当たり、白黒複写等にあつては月の総利用枚数の2%を、乙の責に帰すべき原因による不良の複写とみなし、総利用枚数から控除する。なお、控除枚数に小数点以下の端数が生じたときは、切り上げるものとする。

4 請求書に記載する宛名及び請求書送付先住所は別紙1のとおりとする。

(複写サービス等料金の支払い)

第8条 甲は、乙から適正な請求書を受領した日から起算して30日以内に複写サービス等料金を支払うものとする。

2 甲は、自己の責に帰すべき事由により複写サービス等料金の支払いを遅延した場合は、前項の期間満了の日の翌日から支払いの日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき定められた率により計算した遅延利息を乙に支払うものとする。

3 前項の規定により計算した遅延利息の額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(複合機の保守等)

第9条 乙は、複合機を甲が常時正常な状態で使用できるように、3ヶ月に1回以上、点検と調整を行うものとする。

2 乙は、機器障害の認知後、原則2時間以内に修理に着手し、速やかに正常な状態に回復させなければならない。

3 乙は、前2項の規定により点検、調整又は修理(以下「保守等」という。)を行ったと

きは、その結果を乙が定める様式等により甲に報告しなければならない。なお、保守等の作業にあたる技術員は、複写サービス提供機器のメーカーの者、又はその機器のメーカー研修を終了した者とする。

4 保守等は、原則として平日の午前9時から午後5時までの間に行うものとする。

5 乙は、甲の承認を得たうえで、乙の指定する者(以下「丙」という。)に複合機の保守等を行わせることができる。この場合、前4項の規定は、丙が行う保守等について準用する。

6 乙は、前項に基づき丙が行う複合機の保守等について、丙に必要な指導及び監督を行わなければならない。

7 乙が、自動検針等を行う場合は、甲が別に指定する複合機の設定等に従い通信時のセキュリティを確保しなければならない。また、通信障害等によりセキュリティを確保できない恐れが生じた場合には、障害原因の切り分けを行うものとする。

8 保守等に要する一切の費用は、乙の負担とする。

(複合機の品質保証)

第10条 乙は、複合機の品質が低下し、甲の業務に支障をきたすような状態となり、修理不能と認めるときは、速やかに複合機の交換を行うものとする。これに要する費用はすべて乙の負担とする。

(消耗品等の供給)

第11条 乙は、甲の通知等により、正常な品質を保証するために消耗品等の取り替えが必要と認めるときは、速やかに当該消耗品等を取り替えるものとする。また、予備消耗品等の不足を知ったときは当該消耗品等を供給するものとする。これらに要する費用はすべて乙の負担とする。

2 前項の消耗品等に用紙は含まないものとする。

(複合機及び消耗品等の所有権)

第12条 複合機及び消耗品等の所有権は乙に属し、甲はこれらを善良なる管理者の注意義務を持って使用、管理しなければならない。

2 甲は、複合機及び消耗品等が乙の所有であることを示す表示等を毀損するなど、複合機の現状を変更するような行為及び消耗品等を他の用途に流用する行為をしてはならない。

(設置場所等の変更)

第13条 甲は、複合機の設置場所等を変更する必要がある場合には、事前に乙に通知し、乙はこれに応じて複合機の移動を行うものとする。これに要する費用は、すべて乙が負

担するものとする。

2 前項の規定により複合機の設置場所等を変更した場合は、第2条を準用する。

(保険)

第14条 乙は、乙の負担で複合機に動産総合保険を付保するものとする。

(契約の解除)

第15条 甲は、乙が提供する複写サービス等について、第1条に掲げる目的を履行する見込が無いと認めるときは、契約を解除することができる。

2 甲は、乙が正当な理由無く契約の条項に違反したときは、文書をもって通告し、当該契約を解除することができる。

3 契約期間内において、設置機関の統廃合等の事由により甲が複合機の撤去を求めた場合は、当該複合機に係る契約は解除されるものとする。

(談合等の不正行為に係る契約解除)

第16条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第61条第1項の排除措置命令を受け、かつ、当該命令に係る行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)第3条第1項に規定する抗告訴訟(以下「抗告訴訟」という。)を提起しなかったとき。

(2) 乙が、独占禁止法第62条第1項の納付命令を受け、かつ、当該命令に係る抗告訴訟を提起しなかったとき。

(3) 乙が、第1号又は前号の抗告訴訟を取り下げたとき。

(4) 乙が、第1号又は第2号の抗告訴訟を提起した場合において、当該訴訟についての訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。

(5) 乙(乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人)に対し、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は同法第198条による刑が確定したとき。

(暴力団排除に係る契約解除)

第17条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、何らの催告をせず、この契約を解除することができる。

(1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。))の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第

77号) 第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ)であるとき

- (2) 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(再受任者等に関する契約解除)

第18条 乙は、この契約に関する再受任者等(再受任者(再委託以降の全ての受任者を含む。)並びに再受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。)が、前条各号のいずれかに該当することが判明したときは、直ちに当該再受任者等との契約を解除し、又は再受任者等に対し排除対象者との契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が再受任者等が排除対象者であることを知りながら契約したとき、若しくは再受任者等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再受任者等との契約を解除せず、若しくは再受任者等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、この契約を解除することができる。

(不当介入に関する通報・報告)

第19条 乙は、この契約に関して、自ら又は再受任者等が、暴力団、暴力団員から不当介入を受けた場合は、これを拒否し、又は再受任者等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告し、警察へ通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(損害賠償等)

第20条 乙は、甲が故意又は重過失によって複合機に損害を与えた場合は、その賠償を甲に請求することができる。

2 前項の場合において、動産総合保険で補填された損害については、前項の規定にかかわらず、乙は甲に請求しないものとする。

3 乙は、第16条第1項各号の一に該当するときは、甲が契約の解除をするか否かを問

わず、賠償金としてこの契約に基づく支払金額の 10 分の 1 に相当する額を支払わなければならない。ただし、同条第 1 項第 1 号から第 4 号のうち審決の対象となる行為が独占禁止法第 2 条第 9 項に基づく不公正な取引方法(昭和 57 年公正取引委員会告示第 15 号)第 6 項で規定する不当廉売に当たる場合、その他甲が特に認める場合はこの限りでない。

4 第 15 条第 1 項及び第 2 項、第 17 条並びに第 18 条第 2 項の規定によりこの契約を解除した場合において、乙は違約金としてこの契約に基づく支払金額の 10 分の 1 に相当する額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。

5 第 15 条、第 16 条、第 17 条及び第 18 条第 2 項の規定によりこの契約を解除した場合において、甲はこれによって生じた乙の損害についてはその責を負わない。

(機密の保持)

第 21 条 乙又は丙は、この契約の履行にあたって知り得た甲の業務上の機密を外部に漏らし、又はその他の目的に利用してはならない。

2 乙又は丙は、甲に複合機に関するセキュリティ保持の情報提供及び指導を行うものとする。

3 乙は、契約の解除又は契約の終了によって撤去する複合機について、当該複合機内のハードディスクの残存データを消去し、ハードディスクを磁氣的又は物理的に破壊するとともに、その証明を甲に提出するものとする。

(個人情報の保護)

第 22 条 乙は、この契約による業務を行うため個人情報を取り扱うに当たっては、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)及び別紙 3 (個人情報取扱特記事項)を守らなければならない。

(複合機及び消耗品等の撤去)

第 23 条 第 3 条、第 15 条、第 16 条、第 17 条、第 18 条第 2 項の規定によりこの契約が解除又は一部解除された場合は、該当する複合機及び消耗品等を速やかに撤去しなければならない。

2 前項に要する費用は、すべて乙が負担するものとする。

(労働関係法令の遵守)

第 24 条 乙は、労働基準法、最低賃金法等の労働関係法令を遵守しなければならない。

(社会保険への加入)

第 25 条 乙は、加入義務のある社会保険(労働保険、健康保険及び厚生年金保険)に加入

し、保険料の滞納があつてはならない。

(その他)

第 26 条 この契約に定めのない事項及び契約の条項に疑義を生じた場合は、必要に応じ
甲乙協議してこれを定めるものとする。

(紛争解決の方法)

第 27 条 前条の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関して
は、那覇地方裁判所を管轄裁判所とする。

上記契約の証として 2 通作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 7 年 月 日

甲 沖縄県那覇市旭町 1 1 6 - 3 7
沖縄県那覇県税事務所
所長 喜友名 潤

乙

設置場所及び設置機種等

設置機関	設置場所	設置住所	設置機種名	設置台数	処理速度 (枚/分)	設置 年月日	請求書宛名	請求書送付先住所
那覇県税事務所	3 F 自動車税班	那覇市旭町116-37 南部合同庁舎3F		1台	45	R7.4.1	那覇県税事務所長	那覇市旭町116-37 南部合同庁舎3F

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第 1 乙は、この契約による業務(以下「業務」という。)を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(機密の保持)

第 2 乙は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は、不当な目的に使用してはならない。

2 乙は、業務に従事している者に対し、当該業務に関して知り得た個人情報をその在職中及び退職後においてみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど個人情報の保護に関して必要な事項を周知させるものとする。

(収集の制限)

第 3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第 4 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外に利用し、又は第 3 者に提供してはならない。

(適正管理)

第 5 乙は、業務に関して知り得た個人情報の漏洩、滅失及び毀損の防止、その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(複写・複製の禁止)

第 6 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務を行うために甲から引き渡された個人情報が記載された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還)

第 7 乙は、業務を行うために甲から提供を受け、又は自らが収集した個人情報が記録された資料等をこの契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。

ただし、甲が別に指示したときは、この限りでない。

(事故発生時における報告)

第 8 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、

速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。